

# 第Ⅰ章 計画策定にあたって

## I 計画の策定の目的と背景

本町では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて「様似町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を一体的に策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進しています。

2040年(令和22年)には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、また85歳以上の高齢者の増加の見込みにより、認知症高齢者や医療・介護双方のニーズを有する高齢者、様々な支援を要する要介護高齢者の増加が見込まれます。さらに、人口推計では、高齢者人口が、地域社会を支える生産年齢人口(15歳~64歳)を上回ることが見込まれています。そのため、これまで以上に中長期的な地域の人口動態及び介護ニーズの見込み等を踏まえ、介護サービス基盤の整備、実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標などを定めることが重要です。

また、医療・介護の双方のサービスを必要とする方が増加し、必要とするサービスが多様化することへの方策として医療・介護連携強化が重要となります。

## 2 計画の期間

「様似町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(本計画)は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。

### <計画の期間>

第7期計画			第8期計画			第9期計画			第10期計画			第14期
平成30~令和2年度			令和3~5年度			令和6~8年度			令和9~11年度			令和22年度
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2040
地域包括ケアシステムの構築			地域包括ケアシステムの深化			団塊世代が75歳となる2025年および 団塊ジュニアが65歳に到達する2040年 に向けた中長期的な視点			超高齢化 社会			

### 3 計画の法的位置付け

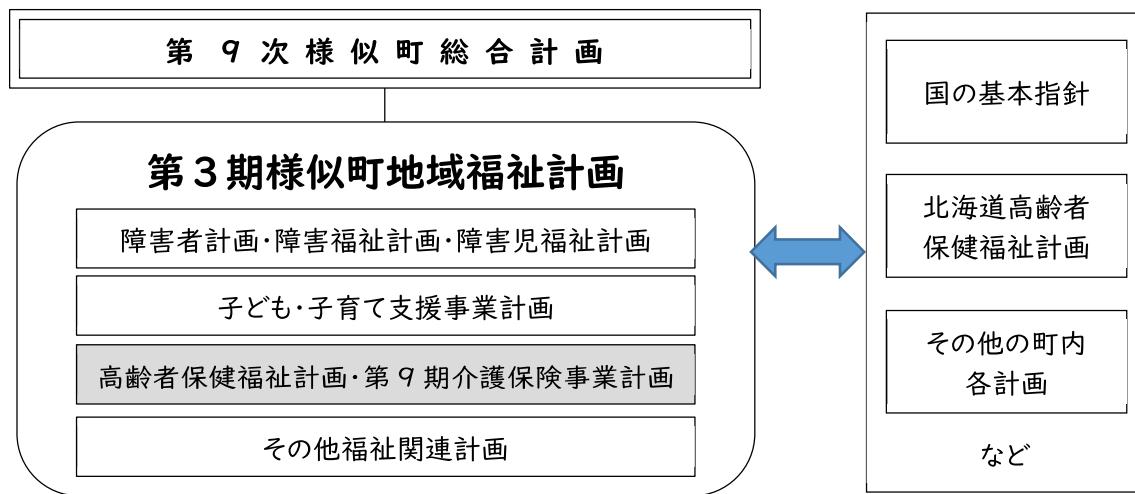
本計画は、老人福祉法第20条の8(市町村老人福祉計画)の規定に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条(市町村介護保険事業計画)の規定に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定するもので、本町のまちづくりの基本となる「様似町総合計画」を最上位計画とした高齢者福祉・介護保険事業の分野別計画であるとともに、地域福祉の将来像を示した「様似町地域福祉計画」との整合性を図り策定します。

#### ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

#### ・介護保険法(平成9年法律第123号)第117条

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。



### 4 計画の策定体制

本計画を策定するため、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者及び学識経験者からなる「様似町高齢者保健福祉推進協議会」(「様似町介護保険事業計画策定委員会」を兼ねる)を開催し、計画について審議しました。

本計画策定にあたっては、高齢のニーズを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施したほか、今後の施設整備の意向やサービス提供体制の把握のため町内の介護事業所にアンケート調査を行いました。

開催回	日 時	場 所	概 要
第1回	令和5年 7月5日		①第9期介護保険事業計画の策定に向けて ②「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計結果」について ③「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果【分析】」について
第2回	令和5年 11月15日	様似町保健福祉 センター・きらく	①第9期介護保険事業計画策定のポイントについて ②第9期介護保険事業計画の検討資料について ③インセンティブ交付金の状況について ④様似町暮らしのニーズ調査について ⑤介護予防支援に関する業務委託、事業者指定について
第3回	令和6年 3月13日		①地域包括支援センター事業状況等について ②介護保険事業状況等について ③高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について

#### <各種調査など>

##### 様似町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

期 間 令和5年11月16日～12月1日まで

対象者 要介護認定を受けていない 65歳以上の町内在住の高齢者（要支援認定を受けている方を含む）の中から無作為に抽出した700人

回収率 68.3%

##### 事業所を対象とした介護保険に関するアンケート調査

##### 様似町暮らしのニーズ調査（通いの場などに関する調査）

##### 統計資料の分析

##### 現状の把握・課題の抽出

※ 「在宅介護実態調査」については、ケアマネジャーや介護サービス事業所からも実態や要望を聞くことができることから、今回は実施をしませんでした。この調査の全国集計結果は人口規模ごと（例：5万人以下）に公表されているので、計画の参考にしています。

## 5 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で継続的な生活を送るため、地理的条件や人口、学校区、その他社会条件、介護保険サービス提供状況などを勘案し、圏域を設定することになりましたが、本町においては行政区域全体が単体の生活圏域にあり、第9期計画においても日常生活圏域を一つに設定します。

## 6 計画の進行管理と点検評価

策定した計画は、町ホームページで公開するほか、町広報誌に計画の要点について掲載し、介護保険制度改正の内容とともに、地域が目指す方向やそのための取り組みに対する理解を関係者間で共有できるようにします。

計画の実施状況については、毎年度、様似町高齢者保健福祉推進協議会において報告し進行管理を行うほか、個別の事業については「計画(Plan)・実行(Do)・検証(Check)・改善(Action)」を繰り返すことでき自己点検と評価を実施します。

## 7 介護保険制度改正の概要

2023年(令和5年)5月に、「全世代対応型持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されます。介護保険関係では、①介護情報基盤の整備、②介護サービス事業者の財務状況等の見える化、③介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務、④看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化、⑤地域包括支援センターの体制整備等を主な内容としています。

また、2023年(令和5年)6月に、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、2024年(令和6年)1月に施行されました。

### ●介護保険事業計画の基本指針のポイント●

#### (1) 介護サービス基盤の計画的な整備

##### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の在り方を議論することが重要

##### ② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療

## 養支援の充実

### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

#### ① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

#### ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

#### ③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

